



五管区水路通報第19号

463項 - 489項

平成20年5月16日

本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第 463項	本州南岸	新宮港南方、宇久井港	魚礁設置作業
第 464項	本州南岸	田辺港	養殖いけす設置
第 465項	本州南岸	田辺港付近、下芳養湾	消波ブロック据付
第 466項	紀伊水道	日ノ御崎北方、田杭漁港	水深減少
第 467項	和歌山下津港	下津区	水路測量
第 468項	和歌山下津港	和歌山区、南区	係船浮標撤去
第 469項	和歌山下津港	外港及び付近	水路測量
第 470項	大阪湾	泉州港付近	灯標移設作業
第 471項	大阪湾	泉州港付近	灯標移設(予告)
第 472項	大阪湾中央部		海上訓練
第 473項	阪神港	堺泉北区、第2区	護岸改修工事
第 474項	阪神港	神戸区、第1区	航泊禁止
第 475項	阪神港	神戸区、第1区	航泊禁止
第 476項	阪神港	神戸区、第1区	重量物荷役作業
第 477項	阪神港	神戸区、第1区	海上訓練
第 478項	阪神港	神戸区、第5区	海上訓練
第 479項	阪神港	神戸区	潜水訓練
第 480項	阪神港	神戸区西方	ヨットレース
第 481項	明石海峡	明石海峡航路東口	海上デモ
第 482項	淡路島	津名港南東方	海上訓練
第 483項	江井ヶ島港南南東方		潜水作業
第 484項	東播磨港西方		ヨットレース
第 485項	相生港		重量物荷役作業
第 486項	淡路島	福良港	栈橋撤去作業
第 487項	四国南岸	宿毛湾港及び付近	飛行艇離着水について
第 488項	北太平洋北西部		ロラン局欠射
第 489項	阪神港	神戸区	灯付浮標設置
お知らせ	サミット環境閣僚会議に伴う海上警備等について		

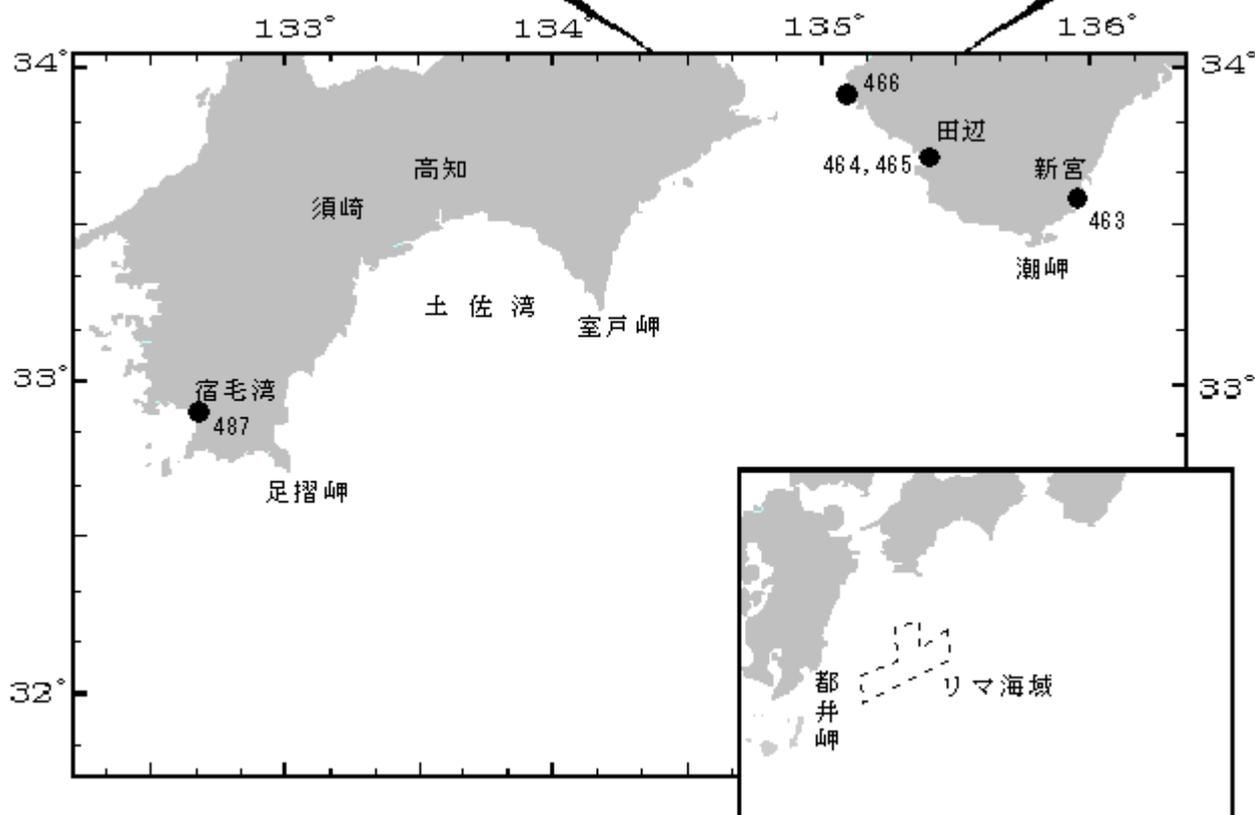
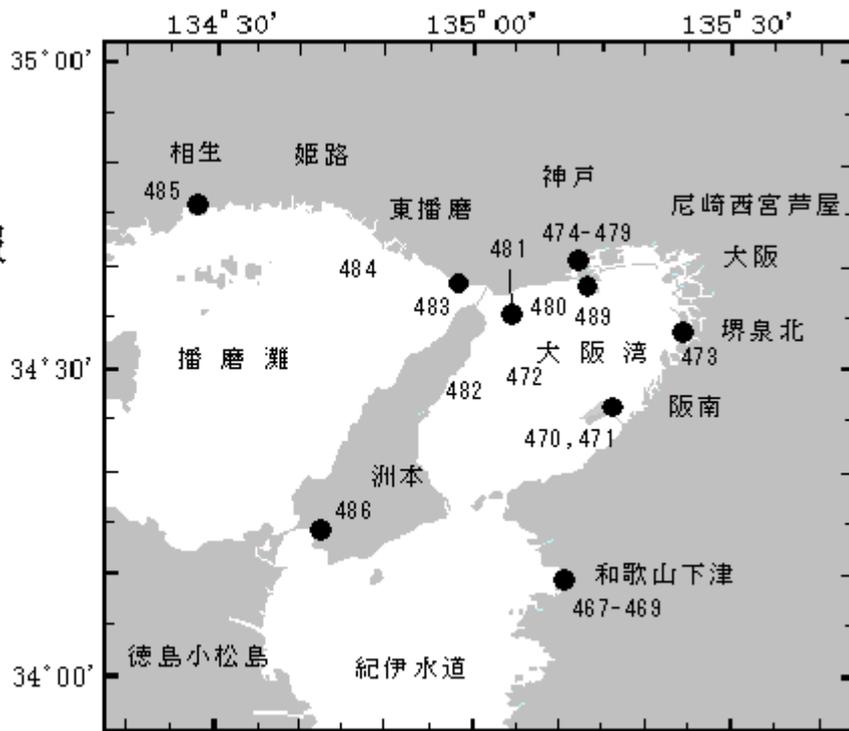
[海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第18号\(平成20年5月9日発行\)掲載分\)](#)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第19号

索引図



五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
 〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
 第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
 TEL: 078-391-6651(内線2515、2516)
 FAX: 078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報提供サービス
 FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
 インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

20年463項 本州南岸 - 新宮港南方、宇久井港 魚礁設置作業

駒ヶ埼付近において魚礁設置作業が実施される。

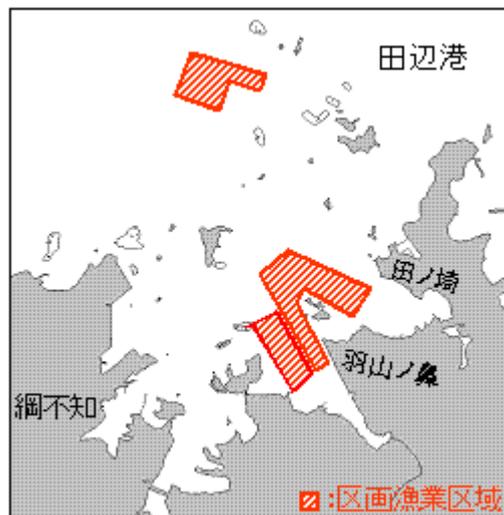
期間 平成20年5月17日～30日の日出～日没
 区域 33-39-01N 135-58-41E付近(付図参照)
 沈設物 自然石約700立方メートル
 海図 W46(分図「新宮港及付近」)
 出所 五本部海洋情報部



20年464項 本州南岸 - 田辺港 養殖いけす設置

田辺港内に養殖いけすが設置されている。

期間 平成20年11月30日まで
 区域 付図に示す区画漁業区域内
 標識 いけすを示す黄色標識灯を設置
 備考 いけすは天候等の状況により区画漁業区域内を移動する。
 海図 W74
 出所 田辺港長



20年465項 本州南岸 - 田辺港付近、下芳養湾 消波ブロック据付

五管区水路通報20年14号380項、15号422項関連
 城山崎付近の護岸に消波ブロックが据付られた。

位置 下記各位置付近
 (1) 33-44-42N 135-20-50E
 (2) 33-44-47N 135-20-53E

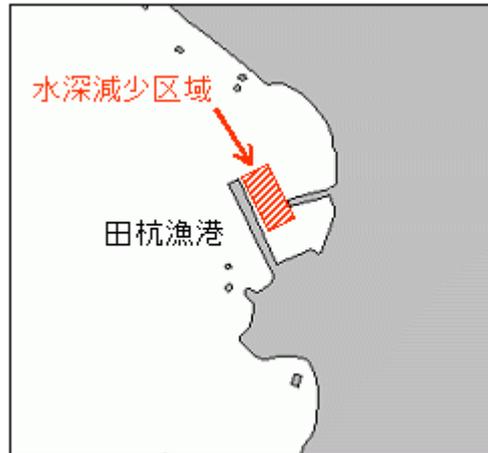
海図 W74
 出所 五本部海洋情報部

20年466項 紀伊水道 - 日ノ御埼北方、田杭漁港 水深減少

報告によれば、漁港港口において水深が海図記載より約1m減少している。

区域 2地点を結ぶ線上付近(付図参照)
 (1) 33-53-44N 135-03-50E
 (2) 33-53-42N 135-03-51E

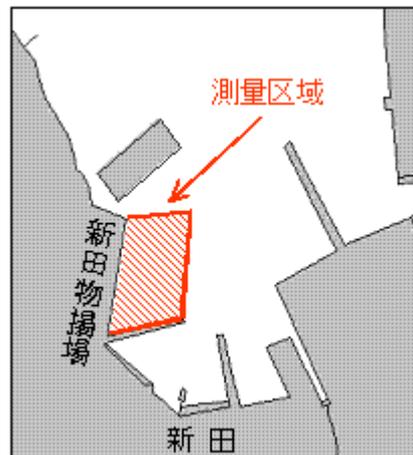
備考 水深減少区域の底質は岩
 標識 水深減少区域の最浅部を竹ざおで表示
 海図 W97
 出所 和歌山海上保安部



20年467項 和歌山下津港 - 下津区 水路測量

新田物揚場前面において測量船「うずしお」による水路測量が実施される。

期間 平成20年5月27日～30日のうち1日、0800～1700
 区域 34-06-39N 135-08-30E付近(付図参照)
 標識 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
 海図 W1144
 出所 五本部海洋情報部



20年468項 和歌山下津港 - 和歌山区、南区 係船浮標撤去

五管区水路通報20年15号405項削除、18号457項関連
 外防波堤東側の係船浮標(No5及びNo6)は撤去された。
 海図 W1150
 出所 和歌山海上保安部

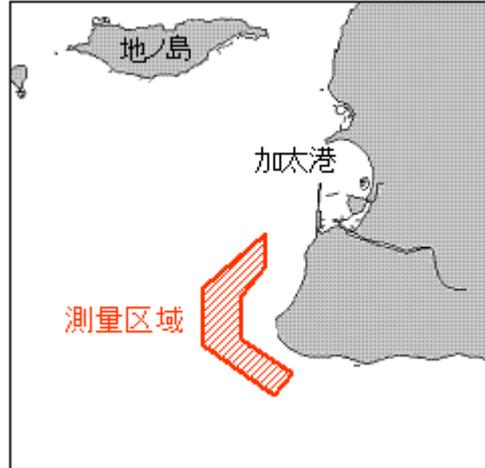
20年469項 和歌山下津港 - 外港及び付近 水路測量

加太港南西方において測量船「うずしお」及び同搭載艇による水路測量が実施される。

期間 平成20年5月27日～6月27日のうち7日間
 区域 8地点により囲まれる区域

- (1) 34-16-25N 135-03-43E
- (2) 34-16-15N 135-03-43E
- (3) 34-16-02N 135-03-29E
- (4) 34-15-47N 135-03-29E
- (5) 34-15-22N 135-03-53E
- (6) 34-15-22N 135-03-44E
- (7) 34-15-47N 135-03-13E
- (8) 34-16-02N 135-03-13E

標識 測量船及び搭載艇は白紅白の燕尾旗を掲揚
海図 W1143
出所 五本部海洋情報部



20年470項 大阪湾 - 泉州港付近 灯標移設作業

関西国際空港北東方において潜水作業を伴う大阪府関西国際空港沖D灯標の移設作業が実施される。

期間 平成20年5月26日～30日
撤去位置 34-26.9N 135-15.6E付近
設置位置 34-27.1N 135-15.4E付近
海図 W199(北泊地) - W1103(JP共)
出所 関西空港海上保安航空基地

20年471項 大阪湾 - 泉州港付近 灯標移設(予告)

前項関連

大阪府関西国際空港沖D灯標(灯台表第1巻3512.17)は光達距離及び高さを変更のうえ移設される。

位置 (移設後) 34-27-07N 135-15-24E
(移設前) 34-26-54N 135-15-37E
光達距離 (移設後) 5.5海里
(移設前) 5.0海里
高さ (移設後) 7.0メートル
(移設前) 5.5メートル
海図 W199(北泊地) - W1103(JP共)
出所 五本部交通部

20年472項 大阪湾中央部 海上訓練

大阪湾中央部において巡視船艇等による海上訓練が実施される。

期間 平成20年5月22日の0930～1200
区域 34-32.0N 135-13.0Eを中心とする半径2海里の円内
海図 W150A(JP共)
出所 五本部



20年473項 阪神港 - 堺泉北区、第2区 護岸改修工事

堺水路付近において護岸改修工事が実施される。

期間 平成20年5月25日～7月20日の日出～日没

区域 下記各位置付近(付図参照)

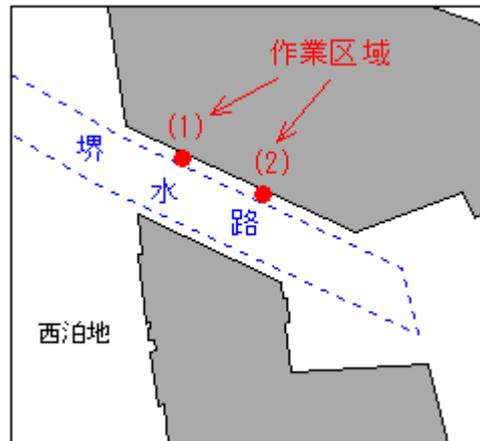
(1) 34-35-31N 135-25-44E

(2) 34-35-25N 135-25-59E

標識 作業区域内の汚濁防止膜上に標識灯を2基設置

海図 W1146(JP共)

出所 阪神港長



20年474項 阪神港 - 神戸区、第1区 航泊禁止

三菱重工業神戸造船所第3船台前面海域において新造船(約61,000トン、長さ約200m)の進水に伴い一般船舶の航泊が禁止される。(当該作業従事船舶及び阪神港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成20年5月27日(予備28日)の0850～0920

区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-39-34N 135-11-03E(第3岸壁北西端)

(2) 34-39-45N 135-11-07E

(3) 34-39-42N 135-11-21E

(4) 34-39-36N 135-11-20E

(5) 34-39-22N 135-11-10E(第5岸壁北東端)

標識 上記区域を赤旗7本で表示

備考 荒天等により作業が実施できない場合は、航泊禁止は解除される。

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長公示神第20-6号(20.5.1)



20年475項 阪神港 - 神戸区、第1区 航泊禁止

川崎造船神戸工場第4船台前面海域において新造船(約31,000トン、長さ約190m)の進水に伴い一般船舶の航泊が禁止される。(当該作業従事船舶及び阪神港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成20年5月30日(予備31日)の1105~1135

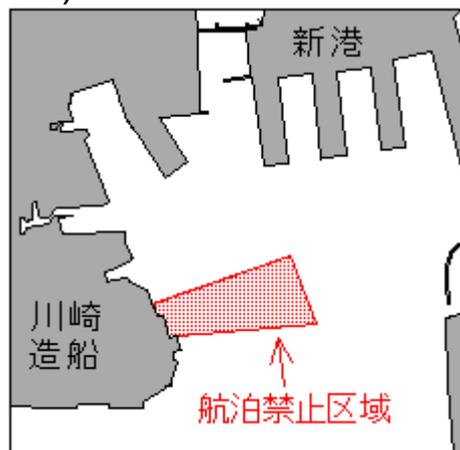
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-40-26N 135-11-17E(岸線上)
 (2) 34-40-33N 135-11-41E
 (3) 34-40-24N 135-11-44E
 (4) 34-40-23N 135-11-20E(岸線上)

標識 上記区域を示す赤旗を4本設置

備考 荒天等により作業が実施できない場合は、航泊禁止は解除される。

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長公示神第20-5号(20.4.23)



20年476項 阪神港 - 神戸区、第1区 重量物荷役作業

川崎造船前面及び兵庫ふ頭前面において起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成20年5月19日、20日の日出~日没

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域(19日、20日両日)

- (1) 34-40-37N 135-11-13E
- (2) 34-40-40N 135-11-16E
- (3) 34-40-30N 135-11-23E
- (4) 34-40-28N 135-11-16E

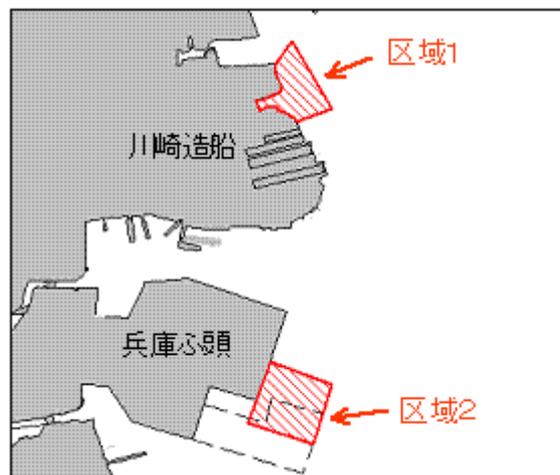
区域2 4地点により囲まれる区域(19日のみ)

- (1) 34-39-53N 135-11-12E
- (2) 34-39-50N 135-11-23E
- (3) 34-39-41N 135-11-19E
- (4) 34-39-44N 135-11-08E

標識 区域1においては起重機船のアンカーワイヤーの海面下5m及びアンカーの位置を示す浮標を、区域2においては起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す浮標を設置

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長



20年477項 阪神港 - 神戸区、第1区 海上訓練

新港第1突堤付近において巡視船艇等による海上訓練が実施される。

期間 平成20年5月16日の1300～1700、18日～20日、22日の0930～1700

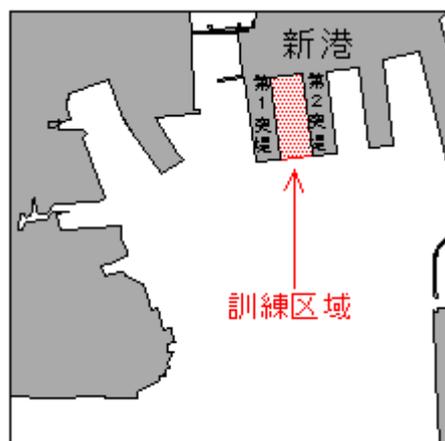
区域 2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-40-46N 135-11-39E(第1突堤南東角)

(2) 34-40-47N 135-11-45E(第2突堤南西角)

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 五本部



20年478項 阪神港 - 神戸区、第5区 海上訓練

神戸空港北側において巡視船艇等による海上訓練が実施される。

期間 平成20年5月18日～20日、22日の0930～1700

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-38-24N 135-12-48E

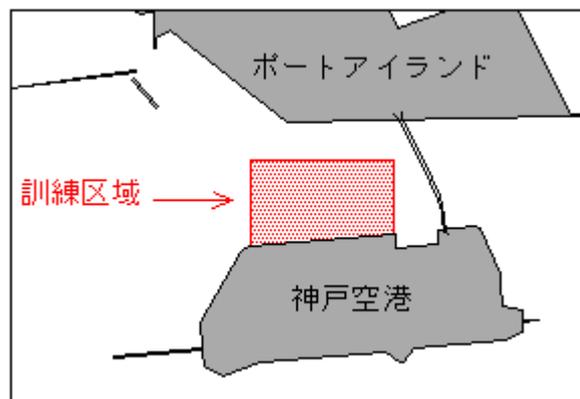
(2) 34-38-52N 135-12-48E

(3) 34-38-52N 135-13-40E

(4) 34-38-28N 135-13-40E

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 五本部



20年479項 阪神港 - 神戸区 潜水訓練

ポートアイランド周辺及び神戸空港北側において巡視船による潜水訓練が実施される。

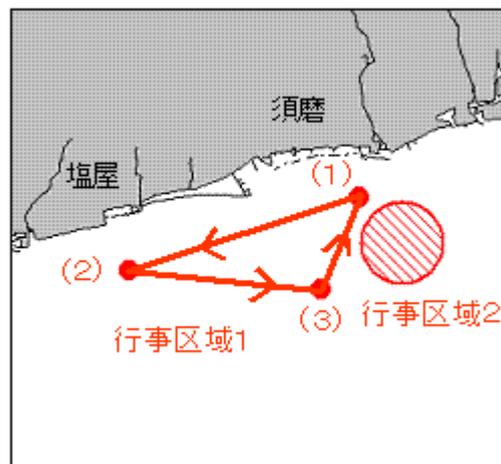
期間 平成20年5月18日～20日の0900～1700
 区域 付図に示す区域
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 五本部



20年480項 阪神港 - 神戸区西方 ヨットレース

須磨沖から塩屋沖においてクルーザーヨット及びディンギーヨットによるヨットレースが実施される。

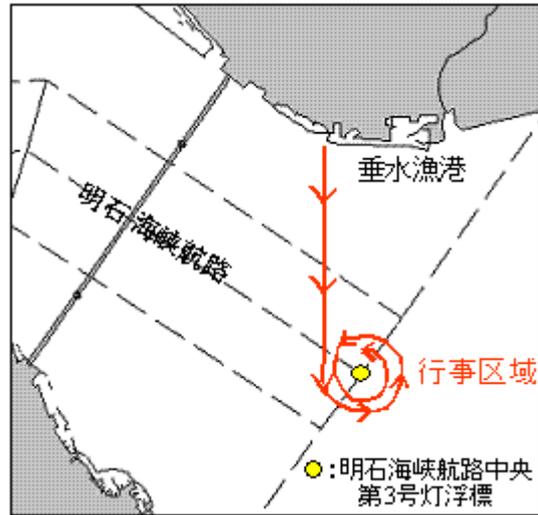
1 期間 平成20年5月18日の0930～1330(クルーザーヨット)
 区域 3地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-38.0N 135-07.8E
 (2) 34-37.2N 135-04.8E
 (3) 34-37.0N 135-07.3E
 標識 上記(1)、(2)及び(3)にコースを示す黄色円筒形浮標を設置
 2 期間 平成20年5月18日の1030～1330(ディンギーヨット)
 区域 34-37.5N 135-08.2Eを中心とする半径0.45マイルの円内
 標識 上記区域内にコースを示す橙色円筒形浮標を3基設置
 海図 W131(JP共)
 出所 神戸海上保安部



20年481項 明石海峡 - 明石海峡航路東口 海上デモ

明石海峡航路中央第3号灯浮標(34-36.1N 135-02.9E)付近において漁船4隻による海上デモが実施される。

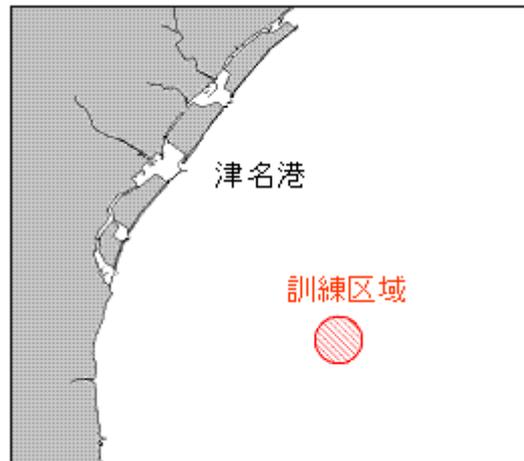
期間 平成20年5月18日の1430～1500
 区域 付図に示す区域
 備考 漁船は垂水漁港を出港し、明石海峡航路中央第3号灯浮標を中心に反時計回りに2周旋回する。
 海図 W131(JP共)
 出所 神戸海上保安部



20年482項 淡路島 - 津名港南東方 海上訓練

津名港南東方において巡視船艇等による海上訓練が実施される。

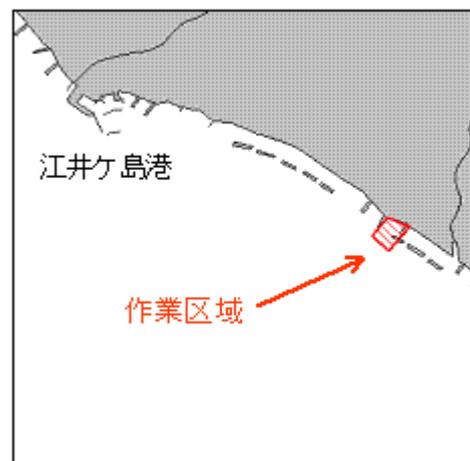
期間 平成20年5月22日の0930～1200
 区域 34-24.0N 134-57.0Eを中心とする半径500mの円内
 海図 W150A(JP共)
 出所 五本部



20年483項 江井ヶ島港南南東方 潜水作業

江井ヶ島港南南東方において潜水作業が実施される。

期間 平成20年5月27日(予備28日～30日、6月2日～6日)の日出～日没
 区域 34-39.9N 134-56.2E付近(付図参照)
 海図 W131(JP共)
 出所 五本部海洋情報部

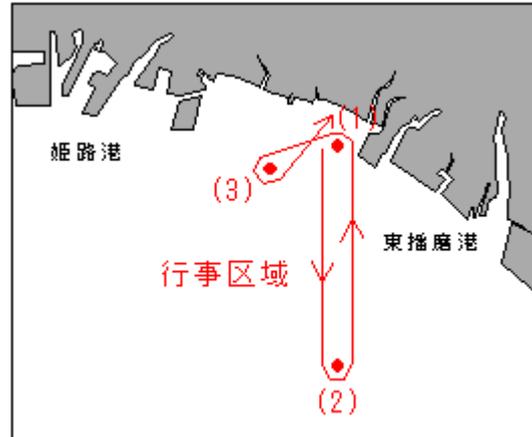


20年484項 東播磨港西方 ヨットレース

東播磨港西方においてクルーザーヨット(約20隻)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成20年5月25日(予備6月22日)の0830～日没
 区 域 3地点を結ぶ線上付近(付図参照)
 (1) 34-45.4N 134-45.0E
 (2) 34-41.2N 134-45.0E
 (3) 34-45.2N 134-43.7E

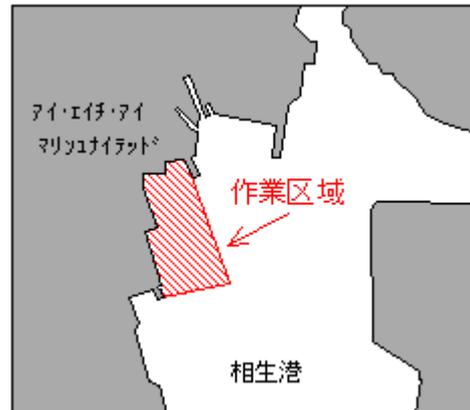
標 識 コースを示す浮標を4基設置
 海 図 W 1 1 1 3
 出 所 姫路海上保安部



20年485項 相生港 重量物荷役作業

アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド前面において起重機船による重量物荷役作業が実施される。

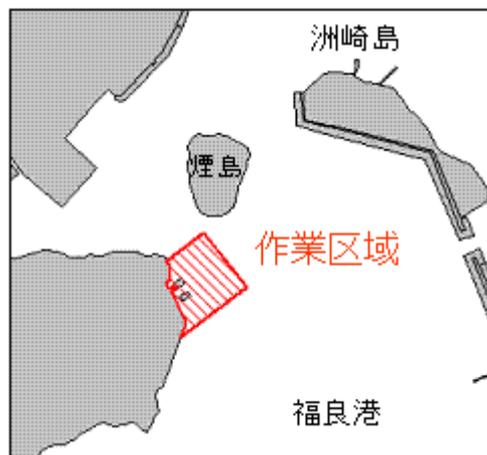
期 間 平成20年5月27日(予備28日～31日)の0800～日没
 区 域 34-47-00N 134-27-33E(付図参照)
 標 識 起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す橙色浮標を設置
 海 図 W 1 1 1 (相生港)
 出 所 姫路海上保安部



20年486項 淡路島 - 福良港 棧橋撤去作業

煙島南方において潜水作業を伴う棧橋撤去作業が実施されている。

期 間 平成20年5月26日まで(予備27日～30日)の日出～日没
 区 域 34-14-48N 134-42-29E付近(付図参照)
 標 識 上記区域を示す黄色点滅灯付浮標を設置
 海 図 W 1 1 2 (J P 共)
 出 所 神戸海上保安部



20年487項 四国南岸 - 宿毛湾港及び付近 飛行艇離着水について

大島西方において防災訓練に伴う水陸両用救難飛行艇の離着水が実施される。

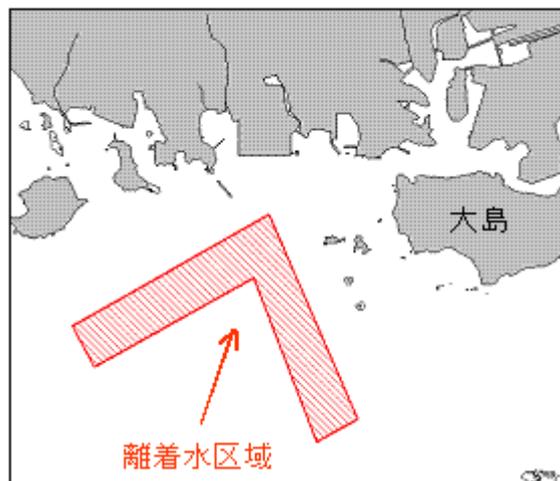
期間 平成20年6月1日の1400～1450

区域 6地点により囲まれる区域

- (1) 32-54-26N 132-39-34E
- (2) 32-54-56N 132-40-36E
- (3) 32-54-01N 132-41-04E
- (4) 32-53-55N 132-40-51E
- (5) 32-54-39N 132-40-31E
- (6) 32-54-15N 132-39-41E

海図 W 1 2 3 7 (分図「宿毛湾港」共)

出所 高知海上保安部



20年488項 北太平洋北西部 ロラン局欠射

慶次口ロランC局は補修工事に伴い欠射する。

期間 平成20年5月27日の1100～1500(荒天順延)

欠射チェーン (1)北西太平洋チェーン(8930、W従局)
(2)韓国チェーン (9930、X従局)

海図 W 1 0 7 2

出所 十一本部交通部

20年489項 阪神港 - 神戸区 灯付浮標設置

神戸空港南側に黄色灯付浮標が設置される。

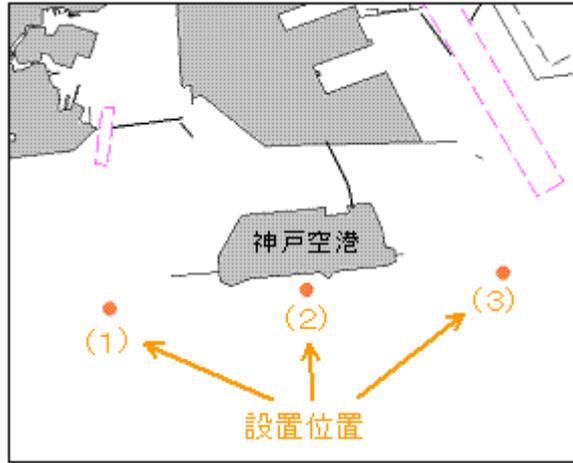
期間 平成20年5月22日～27日

位置 下記各位置

- (1) 34-37-34N 135-11-23E
- (2) 34-37-44N 135-13-29E
- (3) 34-37-53N 135-15-35E

灯質 単閃黄光 毎3秒に1閃光 黄色塗

備考 当該浮標は、サミット海上警備期間中の航泊自粛区域を示す。
海図 W1103(JP共)
出所 五本部交通部



神戸港を利用される皆様へ

北海道洞爺湖サミット

環境閣僚会議に伴う海上警備等にご協力を

～ 第五管区海上保安本部・兵庫県警察・

兵庫県・神戸市からのお願い～

期間 平成20年5月23日(金)～26日(月)

海域 ポートアイランド・神戸空港周辺海域

期間中は、船舶の航泊(航行、停泊等)の自粛等にご協力をお願いします。

神戸港を利用される皆様の船舶交通の安全のため、必要に応じて港則法に基づく船舶の航泊の制限を実施することがあります。

ご理解・ご協力をお願いします。

神戸港の安全・安心のために

船舶等自主警備の強化

船舶や係留施設へ不審者の侵入防止のため、自主警備の強化をお願いします。

漁船・モーターボート等の盗難防止

漁船、モーターボート等の盗難防止に注意するとともに不用意な貸し出しはされないようお願いします。

不審な船舶・不審者等の通報

不審な船舶を見かけた場合、見知らぬ人から船の貸出しや船による港内の案内を依頼された場合、船内に不審な物を見かけた場合は、最寄りの海上保安部署や警察機関への通報をお願いします。

立入検査・質問への協力

神戸港では、巡視船艇や警備艇が立入検査や質問を行うことがありますので、ご協力をお願いします。